

(案)

令和8年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託契約書

新潟県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、
次世代自動車等普及啓発業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次の業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 業務の名称 令和8年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(実施の方法)

第2条 乙は、業務をこの契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

(委託期間)

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和9年3月19日までとする。

(委託料)

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金円（うち
取引にかかる消費税及び地方消費税の額円）とする。

2 前項の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料の額に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 甲は、本契約において、乙に対し、契約保証金を全額免除する。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務の中止等)

(案)

- 第9条 乙は、災害その他やむを得ない事由により業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
 - 3 前項の規定により契約を解除するときは、第16条の規定に準じて精算するものとする。

(著作権等)

- 第10条 業務の成果に関する報告書(以下「実績報告書」という。)、その他これに類するものの著作権は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、甲に帰属するものとし、乙は、実績報告書、その他これに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。

(実地調査等)

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(事故報告)

- 第12条 乙は、業務の遂行に関連して事故等を生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

- 第13条 業務の実施について生じた損害は、乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- 2 甲は、不可抗力その他甲の責めに帰することができない事由により生じた乙の損害に対し、その責めを負わないものとする。
 - 3 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
 - 4 業務の遂行に当たり、不可抗力その他甲と乙のいずれの責めにも帰することができない事由により第三者が損害を被った場合は、その損害の賠償について、甲と乙は誠意をもって協議する。

(実績報告書の提出)

- 第14条 乙は、業務を完了したときは、実績報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、実績報告書を受理したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

- 第15条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

(案)

- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第 16 条 乙は、甲が前金払をすることが適当と認めたときは、甲の指示する手続に従って委託料の 2 分の 1 を超えない額の前金払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に前払金を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

第 18 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

(案)

第 19 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、委託事業を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本契約が終了した後においても、同様とする。

(費用の負担)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第 22 条 乙は、この契約による業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 23 条 乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たり、別記 2 「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第 24 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 8 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

乙

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

(案)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(案)

(コンピュータウイルス対策)

第 12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。
- (2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (2) 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)
- (3) 新潟県個人情報保護条例(平成 17 年新潟県条例第 2 号)

(実地調査)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。